

母親の里帰り等による県外での予防接種費用について

平成 26 年 8 月 1 日より里帰り出産等やむを得ない事情により、県外でお子様の定期予防接種を希望する方は、予算の範囲内で接種費用の償還払いが受けられるようになりました。

希望する方は、事前に申請書の提出が必要です。接種前に必ず手続きを行ってください。

なお、県内については協力医療機関での接種をお願いしています。

○ 対象となる予防接種（定期予防接種）

H i b

小児用肺炎球菌

4種混合

3種混合

2種混合

ポリオ（急性灰白髄炎）

BCG

MR(麻しん・風しん)

日本脳炎

水痘

子宮頸がん予防

○ 手続き方法

- ① 事前に「予防接種実施依頼書交付申請書」を市へ提出する。
- ② 「予防接種実施依頼書」の交付を受ける。
- ③ 「予防接種実施依頼書」を里帰り先の市町村又は医療機関へ提出し、予防接種を受ける。
- ④ 接種後 1 年以内に「予防接種費償還払い交付申請書」を市へ提出する。
- ⑤ 償還払いを受ける。

○ 注意事項

- ① 接種後は、必ず予診票（又は予診票の写し）と領収書（予防接種の種類と接種日のわかるもの）を受け取ってください。
- ② 償還払いの額は、予防接種の接種費用又は接種日の属する年度に市と委託医療機関との間で締結されている契約に基づく予防接種委託料のうちいずれか少ない額になります。

【問い合わせ】 指宿保健センター TEL 0993-22-2111(内線 283)